**--------------------------**

**人事委員会規則**

**--------------------------**

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和３年11月２日

高知県人事委員会委員長　秋元　厚志

**高知県人事委員会規則第25号**

**県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則**

県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第１条中「、必要な」を「必要な」に改める。

第２条の見出し中「請求」を「請求手続等」に改め、同条第１項中「別記第１号様式の」を「別記第１号様式による」に改め、同条第２項中「前項」を「法第５条第１項」に、「審査請求書」を「前項の審査請求書」に、「記名押印して」を「記名して」に、「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同条第３項中「審査請求書」を「第１項の審査請求書」に、「そのつど」を「、その都度」に、「の記載事項変更届」を「による審査請求書記載事項変更届」に改める。

第３条の見出しを「（代理人の選任等）」に改め、同条第１項中「及び解任する」を「又は解任する」に改め、同条第２項中「代理人を選任又は解任した」を「当事者は、代理人を選任し、又は解任した」に、「の選任（解任）届」を「による代理人選任等届」に改める。

第４条第１項中「審査請求書」を「第２条第２項の規定により審査請求書」に改め、同条第２項中「に規定する」を「の規定による」に、「審査請求書に不備の点」を「当該審査請求書に不備」に、「相当の」を「、相当の」に、「請求人に」を「請求人に対し、」に改め、同項ただし書中「不備の点」を「当該不備」に改める。

第６条中「適当と」を「適当であると」に、「関係当事者間」を「当事者間」に改める。

第７条第１項中「の取下げ申出書」を「による審査請求取下げ申出書」に改め、同条第２項中「取下げのあった」を「前項の規定に基づき取下げがあった」に改める。

第８条第２項中「次の各号に」を「次に」に、「委員各員が記名押印しなければ」を「人事委員会の委員のそれぞれが署名又は記名押印をしなければ」に改め、同項第２号中「裁定」を「裁定の内容」に改め、同項第３号中「理由」を「裁定の理由」に改め、同項第４号中「日付け」を「日付」に改め、同条第３項中「裁定書」を「第１項の裁定書」に改める。

第９条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に、「別に」を「人事委員会が別に」に改める。

別記様式を次のように改める。

**附**　**則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県人事委員会規則

◎県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則